

# 困ったなあに答えます

佐々木知子  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## 見知らぬ男から、大学教員の主人に 50万円の慰謝料を支払えと…

主人のことで緊急の相談です。

主人は40歳、大学に勤めています。先日、見知らぬ男性から内容証明が届きました。その男（X）は、Aという女性の代理人だといい、主人が過日Aをカラオケに誘い出し、嫌がるのにキスをしたり抱擁した。これは大学教員としてあるまじき行為であり、ついては強制わいせつ罪で警察に刑事告訴をした。慰謝料として50万円を支払えというのです。

果然としている主人によく聞き出したところ、Aは主人のゼミの学生で地方出身の2年生。確かにその日酔った勢いで携帯電話に連絡しカラオケに誘はれました。醉っ払ってたし相手も嫌がらなかつたので膝に乗せたりしたが、それ以上ことはしていない、と言います。

子供2人がまだ小さく50万円は厳しいのですが、なんとか払えないことはありません。でも弁護士ではない相手にその額を

払えば刑事告訴を取り下げてくれるのかどうか。支払つたら最後、それを弱みにもつと請求されるといった話はよく聞きます。刑事告訴も怖いですが、大学に訴えられれば主人は処分を受けされることになるのでしょうか。失職したりすれば困ったことになります。



## 早急に弁護士に依頼して、 代理人ではなく、当事者と正当な交渉を。

それは大変なことになります。

まず教員であるご主人が特定の女子学生をカラオケに誘い出すこと自体、わいせつ行為云々以前にやつてはいけないことは、ご夫妻ともども認識されておられるのでしょうか。お酒のせいにはもちろんできませんよ。

ご主人も少しほど自分の行為を認めておられるようだし、そのうえA側の言うような行為をしたのだとしたら、大学に訴えられれば、就業規則に従つて何らかの処分を受けると思われます。

現在なされている刑事告訴ですが、強制わいせつは強姦同様親告罪とされ、告訴がなければ捜査も起訴もできません。頂いた事情から判断する限り、強制わいせつまでの認定はなかなかしづらいとは思います。何とも言えません。

ですから一番安心なのは告訴を取り下げることです。そのためこうした事例ではよく示談が行われているのです。示談金を積んで示談書を交わし、相

その中で告訴を取り下げる、大学への訴えもしないといった取り決めをするのです。

しかし本件の特殊な問題は、相手がA本人ではなく代理人であり、それが親とかだとよいのですが、素性の分からぬ男だとということです。そんな男を相手に示談をまとめて、あとでA本人が私は知らないとか言いだしたらどうにもなりません。そもそもAがまだ未成年であればAだけでなくAの親権者も関わってくるべき話なのです。

手と交渉してもらうようにしてください。Xを排除して、当事者であるAに弁護士をつけてもらい、互いに正当な交渉になるようにしてください。そのうえで認めるものは認め、謝るべきは謝り、然るべき金額を払つて下げる、大学への訴えはしないようにしてもらうのです。いずれにしてもそれで一件落着ではありません。これに懲りて二度とこうしたセクハラ、パワーハラ行為に及ばないことを肝に銘じなければなりません。